

「ICT 活用の手引き」

～福岡県立玄界高等学校～

0. はじめに

この手引きは、生徒の皆さんの学びの質の向上に向け、ICT(1人1台タブレット型端末)の活用にあたって、端末の管理や使用上のルール・注意点を、生徒・保護者の皆さまと共有することで、効果的なICT活用の推進を図ることを目的としています。

本手引きをお読みいただき、本校の取り組みへの御理解と御協力をお願いいたします。

目次

0.	はじめに	2
1.	端末使用の際のルール・注意点	3
2.	生徒用アカウントの取り扱い	3
3.	端末・インターネットの特性と個人情報の扱い	4
4.	健康面への配慮	5
5.	タブレット型端末の校外貸し出しについて	5
6.	トラブルが起きた場合の対応について	6
7.	その他	7

1. 端末使用の際のルール・注意点

生徒の皆さんに貸与されるタブレット型端末は福岡県の公共物であり、皆さんの学習活動のために用意されたものです。タブレット型端末をより良く使いこなすために、以下のルール・注意点を守ってください。

- (1) タブレット型端末を、学習や学校との連絡以外の目的で使用しない。(目的外利用の禁止)
- (2) タブレット型端末は各自に割り当てられたものを利用し、教員の許可なく他の人に割り当てられている端末を利用しない。貸与された端末の売却や廃棄、故意に破損させる行為を行ってはならない。(転貸等の禁止)
- (3) 学校長の許可なく、タブレット型端末を校外に持ち出さない。(無許可での校外持ち出しの禁止)
- (4) 不適切なサイトへのアクセス制限やパスワードの変更など、学習用端末の設定を変更しない。ただし、自宅のWi-Fiルータ等への接続のための操作は除外する。(設定変更の禁止)
- (5) 学校長の許可なく、タブレット型端末にアプリケーションを追加、もしくは端末から削除しない。(アプリの追加・削除の禁止)

(1)～(5)のルール違反については段階的指導の対象とし、ルール違反による破損・紛失等によって正常な状態で使用できない場合は、その端末にかかわる費用を請求する場合があります。

- (6) タブレット型端末の使用にあたり、利用者の責任に帰すべき理由によって福岡県・学校、及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はその損害を賠償する責任を負います。
- (7) 端末を使用する場合や手に持って教室を移動する場合に、端末を落としたり、飲料水などで濡らしたりしないよう、取り扱いに注意してください。
- (8) 使用後の端末は、各教室に設置している充電保管庫の所定の位置に格納し、充電用のケーブルを必ず差し込み、充電を欠かさないようにしてください。
- (9) 充電保管庫の開錠・施錠は、教室のカギに付属している保管庫専用のカギでおこなう。終礼後に教室と充電保管庫の両方が開錠されたままで、教室内が無人の状態にならないよう注意してください。

2. 生徒用アカウントの取り扱い

タブレット型端末へのログインは、1年次に付与される「bn～@gs.seito-fku.ed.jp」

のアカウント名でおこないます。アカウント名(ID)¹とパスワードは、名前や住所などと同じく個人を特定するための重要な情報です。悪意ある他人に自分自身の情報を知られないようにするため、以下の注意点を守ってください。

- (1) パスワードは絶対に他人へ教えてはいけません。また、アカウント名・パスワードが書かれている紙を他人の目に触れる場所へ放置しないようにしてください。
- (2) 自分自身に心当たりのない端末へのログインや、オンライン上の自分自身の提出物が改ざんされている等、アカウント名・パスワードを他人に知られてしまったと思った時は、速やかに担任の先生に連絡してください。(担任の先生は、学校の情報担当へ御連絡ください)

3. 端末・インターネットの特性と個人情報の扱い

氏名や性別、生年月日、住所などの情報は、個人のプライバシーに関わる大切な情報です。一方で、それらの情報を活用することで、さまざまなサービスの向上や効率化が図られるという側面もあります。デジタル技術の進展やグローバル化などの経済・社会情勢の変化、個人情報保護に対する意識の高まりによって、個人情報の扱いには細心の注意が必要になりました。インターネット上に流出した個人情報の完全な回収はほぼ不可能であり、個人情報流出の被害者にならないことはもちろんのこと、知らず知らずのうちに加害者にならないようにするため、以下のルール・注意点を守ってください。

「個人情報」とは、生きている個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報をいいます。これには、生年月日や電話番号のように他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものも含まれます。個人情報の具体例には、「名前」「住所」「電話番号」「メールアドレス」「アカウント・ID」「マイナンバー」のほか、「顔写真」「指紋」「虹彩」などの生体情報などがあります。

- (1) 本人の許可を得ることなく、タブレット端末のカメラ及びアプリケーションを利用して写真を撮影、あるいは動画を録画・録音することは、肖像権の侵害等の不法行為や県条例違反等の違法行為²に該当する場合があるため、禁止します。
- (2) 他の生徒や学校外の人に対する誹謗中傷^{ひぼうちゅうしょう}をインターネット上に書き込む行為は、未成年であっても違法行為・不法行為に問われる場合があるため、禁止します。
- (3) 自分や他の生徒、家族、学校に勤務する職員等の個人情報を、インターネット上に不用意に書き込んではいけません。

¹ 「ID(Identification)」は「個人を他の人から識別するための名前」、「アカウント(Account)」は「インターネット上のサービスを利用する権利」を指す。文脈によっては、IDとアカウントが混同されることもある。

² 福岡県迷惑行為防止条例第六条第二項 <https://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/kotai/meiboukaisei.html>

(4) 端末内ストレージやネットワーク上のストレージに、個人の写真や動画等、個人情報
を保存してはいけません。

(1)～(4)のルール違反については段階的指導の対象とします。

(5) 他の人が使用できる(画面ロックがかかっていない)状態で、タブレット端末を放置
しないよう注意してください。どうしてもその場に置いておかなければならない場
合は、「検索」キーと「L」キーを同時に押して、画面ロックをかけてください。

(6) 学習活動など適切な目的で使用している場合でも、危険な Web サイトにはアクセス
しないよう、細心の注意を払ってください。

(7) 適切な方法でタブレット端末を持ち帰った場合でも、商業施設等、第三者の目に触
れやすい場所での使用は避けてください。

(8) 自分や他の生徒を問わず、^{ひぼうちゆうしょう}誹謗中傷などインターネット上の差別情報に触れた場
合は、速やかに担任の先生、もしくは情報担当の先生へ連絡してください。

4. 健康面への配慮

(1) タブレット端末を利用する際は良い姿勢を保ち、目と画面との距離を 30cm 以上離
しましょう。

(2) 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回はタブレット端末の画面から目を離
して20秒以上遠くを見ましょう。

(3) 良質な睡眠をとるために、就寝の1時間前からはデジタル機器の利用を控えましょ
う。

(4) 時間を決めて遠くを見たり、目が乾かないようにまばたきをしたりして、自分の目
を大切にしましょう。

(5) 貸し出しを受けたタブレット端末に限らず、スマートフォンなど御家庭で用意した
デジタル機器を含めて、端末をいつどのように使うのか、御家庭でルールを作り守
るようにしましょう。

5. タブレット型端末の校外貸し出しについて

(1) タブレット型端末の校外貸し出しを希望する場合は、「端末校外貸出願兼同意書」に
必要事項を記入し、担任の先生へ提出してください。

(2) タブレット型端末の貸し出し期間中は、保護者の方の管理の下で使用時間・内容に
制限を設けるなど、適切な利用を心がけてください。

(3) タブレット型端末の自宅での利用については、本手引きの内容及び福岡県又は学校
の指示を遵守してください。

(4) タブレット型端末を、駅や店舗等の公衆無線 LAN(無料の Wi-Fi スポット等)に接続

- することは禁止します。
- (5) タブレット端末を自宅のネットワークに接続する場合、接続に関するトラブルが発生しても学校から技術的な支援は行いません。
 - (6) タブレット型端末の充電や通信にかかる費用は、利用する利用者の負担とします。
 - (7) タブレット型端末は、貸し出し期間終了日に学校へ端末を返却してください。その際に動作確認を行いますので、学校長の許可があった時以外は情報課職員へ返却してください。
 - (8) 利用者が長期の休学や留学などの理由でタブレット端末を長期間利用しない場合、利用者は貸し出し期間終了日前であっても、学校が指定する日までに端末を学校へ返却してください。
 - (9) 利用者が転学・退学などの理由で、本校でタブレット端末を利用しなくなる場合、利用者は貸し出し期間終了日前であっても、学校が指定する日までに端末を学校へ返却してください。

6. トラブルが起きた場合の対応について

- (1) タブレット端末が故障、破損、紛失、または盗難にあった場合は、クラス担任・副担任もしくは本校の情報課職員まで速やかに連絡・相談をお願いします。その際に、生徒の故意または重大な過失によると認められる場合は、その端末にかかわる費用を請求する場合があります。

【連絡先】福岡県立玄界高等学校 教務部情報課(電話 092-944-2735)

- (2) インターネット上のトラブルについては、クラス担任・副担任、本校の生徒指導担当職員や情報課職員、及び県の相談窓口にご相談ください。

福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 (電話 0120-494-100)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/netsoudan.html>

- (3) 校内で利用中にネットワークトラブルが発生した場合については、本校の情報課職員及び管理業者が速やかに対応するとともに、授業担当者が学習活動を止めないよう措置を行います。ただし、復旧には多少の時間を要すること、定期もしくは臨時のメンテナンスによってタブレット端末が利用できなくなる場合があることを御了承ください。
- (4) 福岡県または学校は、福岡県または学校が意図しないタブレット端末の利用によって利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負いません。

- (5) 利用者の親権者又は未成年後見人は、本手引きに基づいて利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとします。

7. その他

- (1) 教育への ICT 活用の効果を検証するため、生徒に対する授業アンケートを実施する場合があります。
- (2) 本手引きは、インターネットやタブレット型端末をめぐる社会情勢の変化等があった場合は、速やかに改訂されるものとします。

改訂履歴

版数	改版日	内 容
1.0	23/01/16	・ 1.0 版として発行。